弘前大学教育学部紀要　第89号：41～52（2003年３月）
Bull. Fac. Educ. Hirosaki Univ. 89：41～52（Mar. 2003）

智多郡・篠島商人宛て自由通行令

The Freedom of the Traffic for Peddlers from Chita Country and Shino Island

安　野　眞　幸*
Masaki　ANNO*

【梗　概】

本稿は、家督を継いだばかりの信長が、知多郡・篠島の商人を保護し、彼らに対し往来の自由を認めた折紙の分析である。本稿での私の目的は、当文書発給の歴史的な場面を復元することにある。

ここで私は、先学が曖昧にしてきた「当所守山」を、当時の信長の勢力圏「那古野・守山間」とし、宛名の「大森平右衛門尉」を守山・大森にあった宿・関と関わった人物で、この折紙により、知多郡・篠島の商人の商人司に任命されたとの考えを提出した。当時交通の自由を妨げていたものは、通説では経済関とされているが、この文書の分析によって明らかになったことは、質取りや喧嘩などで人身の自由が脅かされていたことが大きかったとなろう。

【キーワード】

織田信秀、織田信長、織田信光、松平清康、松平竹千代（徳川家康）、今川義元、水野信元、守山崩れ、瀬戸山離散、村木攻め、桶狭間の戦い

【目　次】

１．はじめに　　1）史料
　　2）研究史
２．文書の分析Ⅰ　1）文言―楽市令との比較
　　2）構造―基幹部分と枝葉部分
３．歴史的背景　　―天文21年10月12日とはどのような時か
４．文書の分析Ⅱ　1）対象―「智多郡并篠島商人」とは何か
　　2）範囲―「当所守山」とはどのような範囲か
　　3）目的―「然者不可致敵味方者也」とは何か
　　4）自由通行とは何か
５．文書の受取人　　―「大森平右衛門」とはどのような人物か
６．むすび

１．はじめに

１）史　料

織田信長が発給した文書の中には、知多郡と篠島の商人に対して自由通行を命じた、次の天文21年10月12日付け文書[1]がある。信長にとって天文21年[2]とは、３月３日に父信秀を病死で失い、19歳で家督を相続した年にあたっている。この文書はその直後に作られたもので、信長文書の中では極めて初期のものに属している。ここでは、今後この文書をＡ文書と表記することで議論を進めて行きたい。

智多郡并篠島商人当所守山往反事、国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀、不可有違乱候、然者不可致敵味方者也、仍状如件、

＊弘前大学教育学部社会科学科教室
Department of Social Studies, Faculty of Education, Hirosaki University

天文廿壱
十月十二日　　信長（花押）
大森平右衛門尉殿

2）研究史

A文書を収録した『古今消息集』四には、「信長御判写折紙」との注[3]を付けている。信長花押の存在からA文書は信長の「判物」であり、年月日の書き方から「折紙」であることは間違いない。A文書に関する説明・解説として、先ず最初に取り上げるべきものに、信長文書を網羅的に収集・研究した奥野高広氏の解説がある。氏はこのA文書を著書『織田信長文書の研究[4]』に収録するにあたり、当文書の訓み下し文に続けて、次のような「文書の研究及び解説」を記している。

「智多郡」と篠島（知多湾上の島。面積七平方粁。漁業の島）の商人が守山（名古屋市守山区）に往来するについての自由を保証した判物である。国質・郷質・所質についてはまだ明確な解釈がついていないけれども、貸借関係で債務の弁済をもとめることができない場合には質物を取上げるとの契約のことのようである。それらの違乱を禁じ、もちろん敵味方の戦いをしてはならないとした。大森平右衛門尉は、今の名古屋市守山区大森の出身で、信長の「智多郡」の郡代であったろう。

この解釈の持つ問題点の一つは、「智多郡并篠島商人当所守山往反事」を〈知多郡と篠島の商人が守山に往来すること〉と解釈し、「当所」を意図的に無視したのでないとすれば、「当所」を「智多郡并篠島」とし、「自由往来の範囲」を〈知多郡・篠島と守山の間〉としていることである。また現在では、織田信長の研究や国質・郷質・所質の研究[5]は進んでおり、それらの点からもこの奥野説は再検討に値しよう。ところで『角川日本地名大辞典23　愛知県[6]』の「守山」の項には次のようにある。

当地は大永元年今川氏親が築いた那古野城に対抗して築かれたという守山城があり、同六年には松平信定が城主となったが、天文四年松平清康が家臣阿部弥七郎に弑殺されたいわゆる守山崩れののちは織田信秀の支配下に置かれたという。城下は市場町としても繁栄し、天文二十一年十月十二日付織田信長判物では“智多郡并篠島商人当所守山往反事”として知多郡および篠島方面から当地に来訪する商人が質取や喧嘩などの問題に巻き込まれないよう保護を加えている。

守山城が三河の松平氏の支配から海東郡勝幡を根拠地とする織田信秀の支配下に変化したとの歴史的経緯は、A文書の研究を進める上で大切である。また「当所守山」に関して云えば、奥野説とは逆に、ここでは「当所」＝「守山」とし、さらにこれを「当地」と言い直しており、「自由往来の範囲」も局所的な「守山城下市場町」に限定しているのである。他方、平凡社の『日本歴史地名大系23　愛知県の地名[7]』には次のようにある。A文書を〈智多郡并篠島商人に対する保護〉と理解する点は共通している。

天文頃の守山は商業が発達し、知多郡や篠島の商人も往来していたようで、同二一年、信長はその商人に保護を加える判物を発している。（中略）現在も市場の地名がある。

この〈知多郡や篠島の商人に対する保護〉との理解は、恐らく大筋では間違いあるまい。しかし、例えば「然者不可致敵味方者也」の部分を〈保護〉とは解釈できないので、A文書全体を〈保護〉の一言で片付けるのではなく、文言一つ一つについての注意深い吟味が必要であろう。また永原慶二氏は論文「戦国期伊勢・三河湾地域の物資流通構造[8]」で、A文書の対象世界を〈守山城下市場〉、文書の目的を〈市への商人の招致〉とする考えを引き継ぎ、A文書を次のように説明している。

大森氏は名古屋の東北に接する現在の守山市大森を本貫とした在地豪族で、守山市の市物管理にかかわっていたらしい。信長の方針は知多・篠島の商人の来市を歓迎し、守山市の繁栄をはかっているのである。守山は庄内川と矢田川の合流地点から少し矢田川をさかのぼった右岸地点にあるが、庄内川は戦国期でも河口から清洲・枇杷島辺りまでは舟運が行われていた。織田氏としても、守山市への知多・篠島商人の招致は、海産物を中心とする諸物資の入手という観点から戦略的意味をもつものと見ていたはずである。

ここで守山を名古屋から独立した守山市としているのが、これは名古屋市守山区の誤りである。しかし庄内川・矢田川の水運の説明には聞くべきものがあろう。ここでは「大森平右衛門尉」は〈智多郡の郡代〉ではなく、守山城下市場の〈市物管理者〉とされ、Ａ文書発給の目的は守山城下の〈市場振興策〉だとされている。以上のように、Ａ文書の「自由往来の範囲」や「大森平右衛門尉」等々については、管見に入っただけでも多くの解釈が存在しているのが実状である。

それ故本稿の課題は、これらの諸説を再検討し、Ａ文書を当時の政治的・歴史的な世界にいったん埋め戻すことによって、Ａ文書の伝えるメッセージを新たに蘇らせ、再確認することにある。次章では、先ずこのＡ文書に登場する文言を、楽市令や信長文書にあるこれ以外の自由通交令と比較したい。次にこの比較を通じて明らかとなったＡ文書の事実書きの構造を問題としたい。

２．文書の分析Ｉ

１）文言ー楽市令との比較

前述したように、平凡社や角川の地名辞典では、Ａ文書の情報・メッセージの中心を〈知多郡や篠島の商人に対する保護〉としており、永原慶二氏はこれをさらに発展させて、〈商人の招致〉〈城下市場の振興策〉としている。戦前において、小野晃嗣氏が楽市楽座令を〈城下町振興策〉として解釈した[9]ことは有名だが、永原氏のＡ文書解釈もややこれと似ている。その根拠として、確かにこのＡ文書の文面上には、楽市令に登場するのと同じ文言を見出すことができる。

例えば、後北条氏が天正６年に世田谷新宿に宛てた「掟[10]」の第三条と第四条にはそれぞれ「国質・郷質不可取之事」「喧嘩・口論令停止事」とある。また織田信長が永禄10年に岐阜城下の楽市場宛てに出した「定[11]」の第一条と第二条にも、それぞれ「当市場越居之者、分国往還不可有煩……」「不可押買・狼藉・喧嘩・口論事」とある。Ａ文書の事実書きの中でこれら楽市令の文言と対応する部分に下線を引く[「掟」に対応するところには　を、「定」には＿を引く]と次のようになる。

智多郡并篠島商人当所守山往反事、国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀、不可有違乱候、然者不可致敵味方者也、

しかしながら、楽市令と似た文言が登場することを理由に、この折紙もまた市場宛て文書で〈商人に対する保護令〉だと結論を下すことは不可能だろう。特に注目すべきは「定」の「分国往還不可有煩」に対応する「当所守山往反事」と「不可有違乱候」の間に「国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀」の文言が挿入されていることである。これを〈往来・通行の自由に敵対する「違乱」の具体的な例示〉と考えると、Ａ文書は全体として〈商人等に対する往来・通行の自由保証〉となろう。

２）構造ー基幹部分と枝葉部分

信長文書の中に、この折紙と同様〈商人等に対する往来・通行の自由保証〉を記したものを探して行くと、次の四つを見出すことができる。それらを年代順に、史料Ｂ～Ｅと名付け、さらにそれぞれ〈往来・通行の自由〉の保証された人物などの〈対象〉には符号ａを、その人物が自由に通行できる〈範囲〉にはｂを、〈保証文言〉にはｄを付すと、次のようになる。

Ｂ　永禄参年９月、生駒八右衛門宛て判物折紙[12]
　ａ諸荷物馬壱匹、ｂ国中往還之事、於末代ｄ違乱有間敷者也、仍如件
Ｃ　永禄５年３月17日付け熱田座主御坊宛て判物折紙[13]
　ａ六拾六部之経聖、ｂ当国往反事、如前々ｄ不可有違乱者也、仍如件
Ｄ　永禄６年の尾張瀬戸宛制札[14]の第一条
　瀬戸物之事、ａ諸郷商人、ｂ国中往反ｄ不可有違乱事
Ｅ　永禄10年の美濃楽市場宛て制札[15]の第一条の最初の部分
　ａ当市場越居之輩、ｂ分国往還ｄ不可有煩

Ｅは前述の「定」で楽市場宛て制札であるが、少なくともＢ、Ｃは市場宛てのものではない。それ故我々が問題としているＡ文書も、地名辞典や永原氏のように〈市場宛て文書〉とする必要はなく、より一般的に〈往来・通行の自由を保証したもの〉と考えて良いことになろう。以上の観点から、Ａ文書の事実書きを次のようにａ～ｅと五分解したい。ａ、ｂ、ｄは史料Ｂ～Ｅと対応しており、ａは通行の自由が保証された〈対象〉を、ｂはその〈範囲〉を、ｄは〈保証文言〉を示している。

ａ智多郡并篠島商人ｂ当所守山往反事、ｃ国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀、ｄ不可有違乱候、ｅ然者不可致敵味方者也、仍状如件、

天文廿壱
十月十二日　　信長（花押）
大森平右衛門尉殿

ｃは往来・通交の自由に敵対する「違乱」の具体的な〈例示〉であり、「然者」以降のｅは、信長が「智多郡并篠島商人」に往来・通行の自由を与えたことに対し、信長側の要求した〈反対給付〉と考えられよう。Ｂ～Ｅにおいては自由通行の保証が無条件であるのに対して、Ａ文書では自由往来への〈保証文言〉ｄだけでなく、「違乱」の具体的な〈例示〉ｃや、自由往来への〈見返り〉ｅが存在している。Ｂ～Ｅにないこれらｃ・ｅの存在がＡ文書の特徴である。

ｃの存在は、信長が「智多郡并篠島商人」に対して自由通行を保証する際に、自由通行の具体的内容の明示が必要であったからと解釈できるが、ｅの存在はこの文書発給の政治的な背景、特に当時の信長の非力さと関係があろう。ともあれ以上の史料Ｂ～ＥやＡ文書を全て〈自由通行令〉と名付けるとすれば、Ａ文書のメッセージの中核は「ａ智多郡并篠島商人ｂ当所守山往反事」「ｄ不可有違乱候」となり、これをＡ文書の《基幹部分》と名付けることができよう。

つまり地名辞典や永原氏は当文書の《枝葉部分》に注目して、その文言「国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀」の中に楽市令と似たものがあることを理由に、Ａ文書を楽市令と似た〈城下市場の振興策〉としたのである。しかしＡ文書を全体的に理解するためには《基幹部分》にこそ注目すべきであり、Ａ文書は全体として〈自由通行令〉と考えられよう。次にＡ文書が発給される歴史的な背景を、天文21年10月12日と云う時代の面から考えて行きたい。

３　歴史的背景　―天文21年10月12日とはどのような時か

ここではＡ文書発給当時の時代的背景を守山と知多郡を中心に考察したい。

既に述べたとおり、天文21年とは、３月３日に父信秀が病死し、信長が家督を継いだ年である。この年のことがよく分かれば、奥野氏の云う〈大森平右衛門尉＝智多郡郡代説〉が成立しないことは明かとなろう。ところでこれより先、三河の松平清康は居城を安城から岡崎に移し、享禄２年に吉田城（豊橋市）や渥美半島の田原城を落とし三河全土を制圧してから、尾張の品野城（瀬戸市）、岩崎城（日進町）を落とし、度々尾張を侵略した[16]が、天文４年の守山崩れ[17]で滅びた。

『信長公記[18]』には、信長の父信秀について「一ヶ月は美濃国へ御働き、又翌月は三河の国へ御出勢」とあり、信秀は斉藤・松平両面の敵と戦っていた。守山を奪った信秀は反転攻勢に出て、天文９年には三河の安祥城を陥れた。天文12年には、尾張と三河の国境「境川」近くの刈谷や緒川を中心に、知多郡の常滑・大高や愛知郡の戸部等に勢力を築いていた水野氏[19]を織田氏に従わせた。この織田・水野両氏の同盟成立を以て、信秀は愛知・知多両郡を勢力下に収めた。

しかし駿河・遠江両国守護の今川義元は天文19年に安祥城を奪い返し、天文16年以来織田方の人質となっていた松平竹千代（後の家康）を取り戻し、自己の保護下に置き、西三河に支配を進めた。この結果、信秀の愛知・知多両郡支配は崩壊の危機に晒された。竹千代を人質に取っている間は、松平氏ににらみが利いたが、ここに至り瀬戸の品野城の存在がにわかに強調されてきたのである。一方、信秀は天文17年に美濃の斉藤道三と和睦し、信長と道三の娘との婚姻が成立していた。

このような状況下で信秀は死に、その後一ヶ月後、鳴海城主の山口親子は今川方へと寝返った。信長は早速同年４月17日に赤塚で鳴海九郎二郎と戦ったが、勝負は付かず、知多半島の西の付け根の大高・沓掛・笠寺などが新たに今川氏の勢力下に入った。しかし東の付け根にある緒川の水野信元は依然として織田方で、猿投山から知多半島にかけての丘陵地帯と境川周辺は両氏の係争地帯となった。以上の織田・今川両氏の対立に決着を付けたのは８年後の桶狭間の戦いである。

天文21年当時を考えると、品野城・桑下城・落合城を拠点として瀬戸地方一帯を支配する今川氏に対して、織田氏の防衛ラインは小幡城・守山城・末盛城であり、両者の中間地帯に当たる尾張旭市には、現在までのところ戦国期の城は発見されていない[20]。永禄３年には信長は、桶狭間の戦いの前哨戦として品野城を落とした。このように瀬戸は長いこと織田氏と松平・今川氏との対立の渦中

にあり、陶工たちは瀬戸から美濃などに避難した。これを「瀬戸山離散[21]」という。

永禄５年、尾張を統一した信長は三河の松平元康氏（後の徳川家康）と清洲会談で同盟を結んだ。このことは彼ら２人のその後とって大きな意味を持つ出来事であるが、瀬戸山にとっても長いこと失われていた平和が戻ってきた点で、大きな出来事であった。このような時代的な文脈において、史料Ｄの永禄６年の信長制札を見ると、瀬戸山復興の息吹が感じられる。第二条に「塩あい物以下出入不可違乱[22]」とあるが、知多郡や篠島の商人たちの活躍が公認されたのだろうか。

信長の根拠地那古野・熱田から陸路で緒川・刈谷へ行くには、鳴海・大高が行く手を遮り、また今川方の岡崎から鳴海・大高へも、緒川・刈谷が行く手を遮る関係にあった。つまり、今川方の鳴海・大高等々と織田方の緒川・刈谷等々は互いに敵陣深く食い込んでいたが、両者は共に知多半島を挟みそれぞれ海で繋がっていたのである。それ故知多半島全体の政治的な帰属は微妙であった。『信長公記[23]』では山口親子の寝返りにより、知多郡は今川方になったとして、次のようにある。

> 上総介信長、尾張半国は進退なすべき事に候へども、河内一郡は、二の江の坊主服部左京進横領して、御手に属せず。智多郡は駿河より乱入し、残つて二郡の内も、乱世の事に候間、慥に御手に随はず、此の式に候間、万御不如意千万なり。
>
> 山口左馬助、同九郎二郎父子に、信長公の御父織田備後守、累年御目に懸けられ、鳴海在城不慮に御遷化候へば、程なく御高恩を忘れ、信長公へ敵対を含み、今川義元に忠節なし、居城鳴海に引き入れ、智多郡御手に属し、其の上、愛智郡へ推し入り、笠寺と云う所に要害を構へ、岡部五郎兵衛・かつら山・浅井小四郎・飯尾豊前・三浦左馬助在城。鳴海には子息九郎二郎を入れ置き、笠寺の並び中村の郷取出に構へ、山口左馬助在陣なり。

角川の地名辞典『愛知県』の「知多郡」によれば、南北朝期以降ここは三河の守護一色氏が支配し、三河から知多湾を経て成岩（現半田市）から常滑・大野から伊勢湾に抜ける知多半島横断陸路が成立した。戦国期になるとこの横断陸路を緒川・刈谷を支配した水野氏が支配下に置いた。一方半島の西海岸は大野・内海・幡豆ヶ崎までを佐治氏が支配し、海賊衆をも統制下に置いていた。また一時期渥美郡の田原城主戸田氏が羽豆崎城や河和城をも支配下に置いたとある。

つまりＡ文書作成当時、篠島の支配者は佐治氏か戸田氏かとの問題が生じており、篠島には知多半島よりも強く今川氏の勢力が及んでいた可能性がある。また桶狭間の戦い以降、佐治氏など知多半島の領主は信長に従ったとある。逆に言えば、この当時智多郡には今川側の力が強く及んでおり、戦国期において水野氏が知多半島横断道路の支配権を握っていたとしても、知多郡全体の政治的な帰趨は明確でなく、信長による知多郡の郡代派遣など不可能だったと思われる。

奥野氏は「大森平右衛門尉は、今の名古屋市守山区大森の出身で、信長の〈智多郡〉の郡代であったろう」としているが、既に述べたように、信長が守山・大森出身の大森平右衛門尉を郡代として派遣することは不可能だったと思われる。また「知多郡」の郡代がもし現実にいたとすれば、それはむしろ刈谷・緒川を中心とする水野信元こそが相応しかったと思われる。それ故いずれにせよ、奥野氏の云う〈大森平右衛門尉＝智多郡郡代説〉は成立しないと思われる。

次章では当文書の内容面での分析を進めたい。1)、2）では自由通交の対象ａと範囲ｂを考察したい。3)ではｅの反対給付を考察することにより、この文書の政治的な背景や隠された目的を明らかにしたい。最後の4）ではｃ、ｄを中心に、自由通交とは何かを考察したい。

4　文書の分析Ⅱ

１）対象－ａ「智多郡并篠島商人」とは何か

信長が保護した「智多郡并篠島商人」とは何か。その歴史的な性格をここでは問題としたい。この時代の「商人」とは〈行商人〉を意味しており、「智多郡并篠島商人」とは〈知多郡や篠島からやって来た行商人〉のことである。ここでは先ず「篠島」から考えていきたい。

知多半島と渥美半島は蟹が両腕を伸ばして三河湾を抱え込む形をしている。その蟹の両腕の中間にある海峡に篠島は浮かんでいる。現在では知多半島と篠島・日賀間島・佐久島の間には愛知用水が貫流し、篠島は知多半島と一体化しているが、

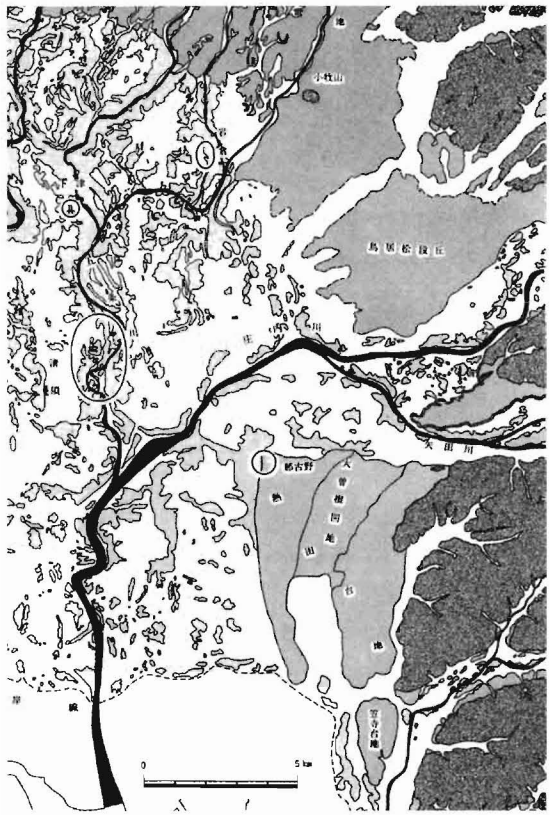

図1　自然地形のなかの清須　（　は自然堤防）
『境界と鄙に生きる人々』新人物往来社1995年

古代の篠島は三河国に属していた。これは現在の地図においても、三河国幡豆郡に対し、知多半島の先端に羽豆岬が見られるように、古墳時代には、三河湾を中心として伊勢・志摩、渥美半島と共に一つの海域世界「幡豆」を形成していた[24]からである。

しかし中世の篠島は伊勢国度会郡、または志摩国答志郡に属していたという。その最大の理由は、伊勢神宮の三節会にこの篠島より御幣鯛（おんべたい）を奉献[25]していたことである。ここから文献資料的に確かめられないとしても、中世篠島の漁師たちは「伊勢神宮の神人」として伊勢神宮の特権を笠に「座」を形成し、魚を販売していたと想像される。一方近世では、篠島は尾張国知多郡に属し、隣の日賀間島からは将軍や尾張藩主に御用鯛を献上する習わしになったという。

御用鯛には生鯛、干鯛、浜焼鯛などがあり、鯛腸塩辛も特産品であったとある。これらの島の帰属には家康の意向が強く係わっていたようである。このA文書は篠島と知多郡とを一緒に捉えている点で、近世の篠島の在り方を予見させている。以上から、奥野説のとおり、篠島の商人は「魚」を商っていたと思われる。魚は生の他、干したり焼いたりしていたと思われる。次に「智多郡商人」の商っていた知多郡の特産物を考えて行きたい。知多半島には有名な焼き物の産地「常滑」がある。

知多郡では製塩業が盛んだったことは考古学的な遺跡から明らかである。宮本常一氏の「塩の道[26]」の研究によれば、三河や尾張から川を遡り信州に至る多くの道が古来塩の道として存在していたという。となれば、知多の製塩業者たちは同時に塩売りでもあったとなる。また「肥前の唐墨」、「越前のウニ」と並ぶ三大珍味に、海鼠の腸から作る「大井のこのわた[27]」がある。大井とは現南知多町の港で、「このわた」は知多半島の特産物で、上述の鯛腸塩辛はこの代用品という。

木曽川の水を知多半島に引く「愛知用水」のアイディアが生まれたように、丘陵地帯からなる知多半島は農業用水の不足する畑作地帯で、地図上には多くの溜池が見られる。近世では溜池堀の技術を持った人々は「黒鍬者[28]」と呼ばれ半島から出稼ぎに出ていた。この他、近世の出稼ぎ人に「大野鍛冶」「知多万歳[29]」等を挙げることも出来よう。また近世では常滑・野間・師崎・篠島・亀崎などは千石船の着く湊で、内海船・伊勢海運の活躍する世界でもあった。

江戸大坂間の海運業の発展につれて、古くからの製塩業を背景に、半田の醸造業は発展し、酒・味噌・食酢・醤油の生産地となった。近世では三河木綿と並び「知多木綿」「知多晒」が特産物となるが、生糸から木綿へと転換する以前は、ここは養蚕業の盛んな地域であったと思われる。それ故、篠島を漁師の島とするなら、知多半島は女は山仕事、男は漁の「半農半漁の世界」で、古くから行商・出稼ぎ等々の形で他の地方に出かける人々の多い地域だったとなろう。

A文書においても、「智多郡并篠島商人」たちは「当所守山」に根拠地を築き、魚・塩などの行商をしていたと考えられる。名古屋市とその周辺地域の民俗調査によると、魚は熱田から来る「宮の魚屋」と庄内川河口の「下之一色」から来る行商人から買うのが常で、晴れの食事や行事食には「宮の魚屋」から、一般の煮魚用の魚・鰯・アサリ・シジミは「下之一色」の振り売りから買った[30]とある。「下之一色」には近世には問屋が集まり、青物市場もでき、物流の中心地となった。

また「愛知」の言葉の起こりは「鮎市」「アユチ」とされており、古来熱田には魚市場があったと考えられている。江戸時代はもとより、中世に

おいてもその存在は確かめられる。つまり知多郡や篠島の漁師たちは、一方では熱田の魚市に生魚・あい物・干物などを卸し、他方では、自身行商人として魚製品の振り売り・小売りを行い、戦国期には庄内川を遡り、守山辺りを根拠地としていたが、近世では庄内川河口の「下之一色」がそのセンターとなったと考えられよう。

以上から戦国期の「智多郡并篠島商人」とは、海産物を中心とした塩・生魚・あい物・干物などの商品の行商人・振り売り商人と考えて良いだろう。漁師たちの乗る船は同時に海運業にも転用可能であり、漁師たちの顔の一つが行商人とすると、海運業者たちのもう一つの顔は海賊となろう。「智多郡并篠島商人」に武装した海賊としての顔が隠されていたとすると、文書中に「前々喧嘩・宿意」という海の男らしい荒々しさが記されていることが良く理解できよう。

2）範囲―b「当所守山」とはどのような範囲か

奥野氏の解説によると、自由通行の〈範囲〉bは「智多郡并篠島」と「守山」との間となる。この理解は前述の史料B～Eにおいて、自由通行の〈範囲〉bが広域な「国中」「当国」「分国」となっていたことと対応し、幾つもの郡に跨る広域圏を問題としていることになる。父信秀の築いた最大規模の勢力範囲は、確かに愛知・知多両郡を含んでいたが、家督を相続したばかりで、四方の敵と対峙していた信長が知多郡を支配下に置くことができなかったことは既に述べた。

一方『角川日本地名大辞典』や永原氏の理解では、「当所」＝「守山」と理解し、この判物を守山城下の〈市場宛法令〉とし、自由通行の〈範囲〉bを逆に極端に狭く解釈している。しかし「守山」は天文二年の守山崩れの後、信秀が松平氏から奪った城で、当時叔父「信光」の居城であった。この判物を城下市場宛〈商人誘致の法令〉とするなら、城主「信光」の法令の方が自然で、一族の当主だからとは云え、信長が叔父の居城の城下市場に宛ててなぜ法令を出したのか疑問が残る。

辞書によれば、「当所」の「当」とは「この、現在の」などを意味するとある。この文書に即して考えれば、信長と大森平右衛門尉との間で「この所」と云った時、互いにどこを指していると了解したのかが問題である。先学の理解は全て〈大森氏の現にいるところ〉との理解に立っている。しかし〈信長が現にいるところ〉との理解も可能なのではあるまいか。前述した史料Cの「当国」は、信長の側からの言い方で、信長の統一した尾張の国を指し示している。

つまり、「当所」とは〈信長が現にいるところ〉を指すとすれば、当時信長の居城は「那古野」城、現在の名古屋城の一部（現名古屋市中区）だったことから、「当所」とは「那古野」城を指し、文書が保証した自由通交の〈範囲〉は、「那古野」「守山」間と考えられる。現在の地図を見ると、名古屋城の外堀のさらに西側に、城から伊勢湾までほぼ南北に「堀川」が流れている。この川は城の北部「名城公園」から東北に向きを変え、名前も「黒川」と変わり、矢田川に合流する。

『角川日本地名大辞典』によれば、「堀川」は慶長15年名古屋城築城の際、城と熱田港とを結ぶため、福島正則を普請総奉行として開削したとあり、矢田川との間も、寛文３年の御用水路、天明４年の大幸川、明治10年の黒川開削によるとある[31]。一方『平凡社日本歴史地名大系』では、「那古野」城は後の名古屋城二の丸、明治の陸軍歩兵第六連隊の所在地にあり、いわゆる名古屋台地の北で、その北端は断崖で、その向こう「名城公園」の当たりは沼地であったと云う[32]。［図１参照］

つまり、この沼地の水を利用して「堀川」は掘られたのである。この沼は矢田川の遊水池で、黒川、大幸川、御用水路の開削がなされる以前から水路で矢田川と結ばれていたと思われる。矢田川の本流は庄内川と合流するのに対して、「那古野」城の北の沼地は矢田川の遊水池として、矢田川に結びついていた[33]可能性がある。それ故「那古野」「守山[34]」は同じ庄内川の中流域に属していたと考えられよう。矢田川をさかのぼれば、尾張旭市や猿投山の麓の瀬戸市に至る。

三河の松平清康が品野・岩崎に拠点を築いてから守山に進出した経緯を見れば、当時矢田川の上流尾張旭市・瀬戸市の領域には松平氏（＝今川氏）の勢力下が及んでいた可能性は強い。またこの流域世界は信長の力の及ばない枇杷島・清洲とも接していた。信長は天文21年８月清洲守護代家の家宰坂井大膳との対立の中で、庄内川を越して萱津で戦い、天文23年１月には緒川城「後詰め」のため村木攻めを行うが、これらの戦いを共に叔父の信光と戦ったのである。

同年４月に清洲城占領後は、信長が清洲城に入った後、信光は信長の居城那古野城に入った[35]。つまり信光は、家督継承直後四方を敵に囲まれて

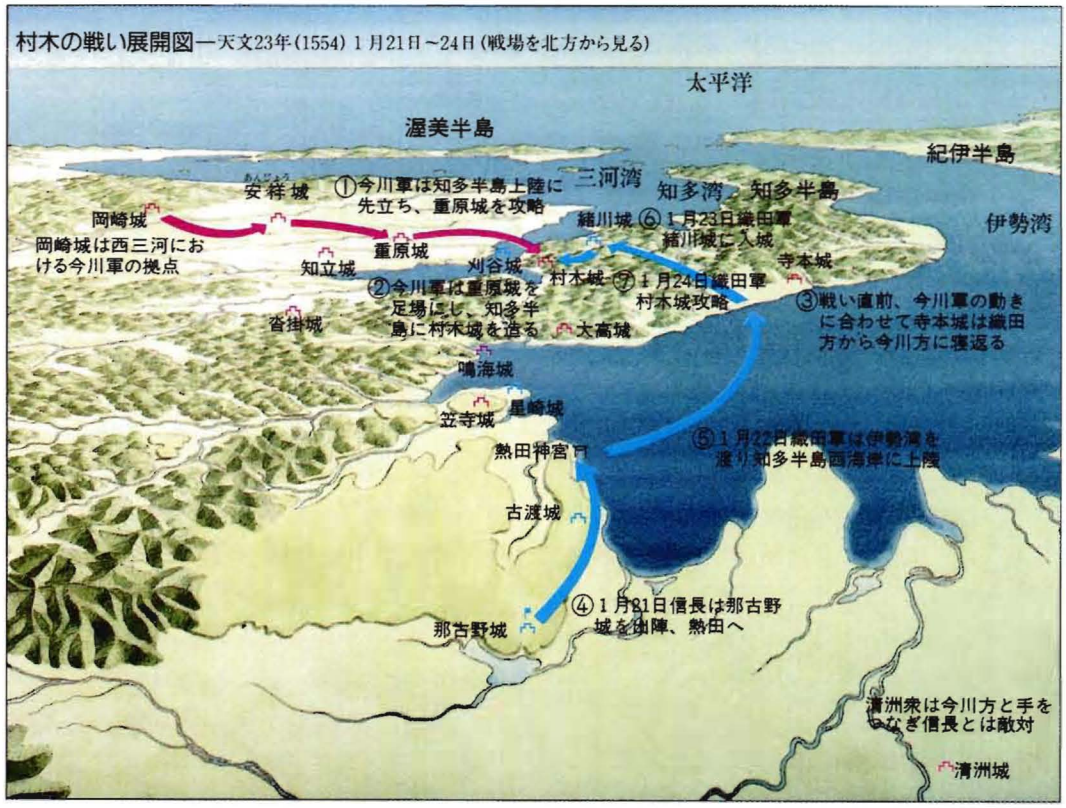

図2　村木の戦い展開図　天文23年（1554）1月21日～24日（戦場を北方から見る）
『復元イラスト・中世の城と合戦』朝日新聞社1995年

いた信長と、軍事的に一体となって行動した強力な味方で、「那古野」「守山」間とは天文21年段階における信長の勢力範囲なのである。もちろん勝幡系織田氏として、信長の勢力圏には本貫の海東郡があったはずだが、「那古野・守山」間が問題となっているのは、「智多郡并篠島商人」が庄内川をさかのぼり商売をしていたからであろう。

以上の考察が認められると、永原氏の云う〈大森右衛門尉＝守山城下市場の「市物管理者」説〉は成立しないと思われる。

3）目的―e「然者不可致敵味方者也」とは何か

この文書を〈自由往来令〉としたとき、この文書の特徴をなす〈反対給付〉eには「然からば敵味方を致すべからず」とある。奥野氏は「不可致敵味方」について、「もちろん敵味方の戦いをしてはならないとした」としている。これは〈智多郡并篠島商人同士が敵味方となって戦ってはならない〉の意味なのだろうか。意味不明である。一方、地名辞典や永原氏はこの部分に注意を払っていない。それ故ここでは〈反対給付〉eが持った政治的意味を考察したい。

私は既に「A然からばB」のBについては、文書の差出人・受取人間の〈交渉内容が記されたもの〉として理解すべきだとの仮説を提出している[36]。この場合に当てはめると、信長が「大森平右衛門尉」を通じて「当所守山」間における、〈智多郡や篠島の商人に対する保護〉通交の自由を申し出たのに対して、信長側が逆に、その対価・見返りとして「智多郡并篠島商人」が「敵味方をしないこと」〈今川・織田の対立に際し、厳正中立を守ること〉を要求したとなる。

つまり「然からば敵味方を致すべからず」とは、信長が「智多郡并篠島商人」に要求した交換条件なのである。文書の表面上からは知多郡や篠島の商人が厳正中立を守るよう期待された世界は「当所守山」であるが、彼らの出身地知多半島にも影響を及ぼしたと思われる。敵地から来る商人に対して、人身の自由を保証する代わりに、今川・織田両氏の対立に対して、厳正中立を守らせたことで、信長は逆に、熱田から知多半島への実質的な自由交通権を得たのである。

戦国時代にあっては、二つの勢力間の地域住民が「半手」と云う両属状態にある事例[37]が明らかにされている。天文21年に鳴海城主山口親子が今川方へ寝返った段階から、知多半島をめぐる海上

航行路シーレーンの確保は信長にとって至上命題となっており、「境川」周辺勢力との連絡のため是非とも必要であった。この文書の隠された目的はここにあったと思われる。このような政治状況を説明するものに、天文23年１月の信長の「村木城攻め[38]」がある。

今川氏は水野信元の緒川城（現知多郡東浦町）を攻略すべく、城の北村木に付城を築き水野氏を攻撃した。緒川城の救援のために信長の行った「後詰め」が「村木城攻め」である。もしも緒川城が今川氏の手に落ちたなら、知多半島はもちろん愛知郡にまで今川氏の勢力が及ぶことは明らかであった。しかも当時信長は、清洲の坂井大膳と天文21年８月には「萱津の戦い」で、翌年７月には「成願寺の戦い」で戦うなど、清洲勢と今川勢の両面の敵と対決していた。

信長はこのピンチを斉藤氏との同盟をもとに克服し、天文23年１月には村木城を攻略し、この勝利後の４月には清洲城を占領し、信秀没後の混乱を収拾し危機を脱した。先ず信長は斉藤道三に加勢を頼み、安藤守就の軍一千を借り、これを那古野城の留守居役に頼んでから、１月21日に守山の信光と共に出陣し、熱田から大風の中を船で知多半島西海岸の常滑に渡り、緒川城に到着し水野軍と合流した。９時間にもわたる激戦の末、信長の小姓多くが討ち死にする中で、村木城を落とし凱旋した。［図２参照］

この村木攻めに際して、信長が熱田から常滑への渡航の際、嵐の中での出航とは云え、篠島や知多半島の海賊衆などが信長に敵対しなかったことに注目すべきである。このような軍事・政治的な関係から当該文書は作成されたと考えて良いのではあるまいか。つまり「智多郡并篠島商人」たちに信長のお膝下の「那古野」「守山」間での活動に保護を加えることによって、知多半島の海賊衆が信長に敵対しないよう、シーレーン確保を目的としていたと考えられよう。

この文書の後、永禄年間以降発給される信長文書においては、このような〈反対給付〉付きの〈自由通交令〉は見受けられないが、それだけ信長の支配領域が拡大し、支配権も安定したと考えられるのではあるまいか。

４）自由通行とは何か

ここではｃとｄを中心に考察を行いたい。先に掲げた史料Ｂ～Ｅにおいては、〈往来・通行の自由〉の保証された〈範囲〉をｂ、〈保証文言〉をｄと二分して考えたが、〈往来・通行の自由を保証する文言〉自体は「往反事不可有違乱」「往還不可有煩」などとなろう。そこで次に取り上げるべきは、史料Ｆ[39]である。

俵子船壱艘之事、諸役等令免許上者、無異儀可往反者也、仍状如件、

天文廿三　　上総守
十一月十六日　　信長（花押）
祖父江五郎右衛門殿

Ｆでは〈往来・通行の自由〉を保証する〈範囲〉は明示されていないが、この「無異儀可往反」は「往反事不可有違乱」と同じ意味だと考えられよう。Ｆのケースでは〈往来・通行の自由〉は「諸役等の免許」に関わり、具体的には関銭の免除と考えられる。現在の通説では、通行の自由とは専ら経済的な問題で、関所での〈関銭徴収からの自由〉と理解され、通行自由の妨害者は人々から関銭を徴収する〈関所〉であり、信長はこの関所を撤廃し、通行自由を確立したとされている。

それ故史料Ｂ～Ｅも、一般には関銭免除と理解されている。しかしＡ文書の「往反事…違乱有るべからず」は関銭の免除とは考えられない。Ａ文書のｃにある「国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀」は「違乱」の具体的な〈例示〉であり、通行の自由を具体的に保証した内容である。Ａ文書は智多郡・篠島商人たちが明白に今川方だとすると、「那古野・守山」間で「国質・郷質・所質」や「喧嘩」「宿意」の対象になる可能性があったことを示している。

峰岸純夫氏が「国質・郷質ノート[40]」において、勝俣鎮夫氏の「国質・郷質についての考察」以来の論争をまとめ、国質・郷質は勝俣説のように経済的な債権・債務関係に限定されるべきではなく、「国質・郷質を取るということは、債権・債務関係の質取行為というよりは、損害・被害に対するそれ相当の償いを集団の実力で押し取る自力救済行為の発動である」としている。このことはｃの「国質・郷質・所質并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀」を理解する上で重要である。

「前々喧嘩、或如何様之雖有宿意」が問題の原因となった「本主」を直接保護することを意味しているのに対して、「国質・郷質・所質」は問題の原因となった「本主」の属する共同体の第三者に対

して、「本主」の償いを引き出すためになされる質取行為からの保護である。「宿意」とあるからには、敵討ちなども「違乱」として禁止されたと考えられよう。それ故〈往来・通行の自由〉とは、質取り・喧嘩などから「人身の自由」を守ることであったと考えられる。

このことは戦国期の「関所」とは何かと云う問題に関わってこよう。鍛代敏雄氏[41]や宇佐見隆之氏[42]は通説〈自由通行権＝関銭徴収の免除〉を再検討し、「関所」は軍事警察的な存在で、関銭は保護に対する反対給付としている。つまり、道路や水路で人身の自由・安全を守ったのは軍事警察的な関所で、湊・宿・町・道路などでの関の存在は、現在の「交番」と同様、治安維持に中心があったとなる。この考えは「違乱」の具体的な〈例示〉ｃをよく説明してくれよう。

Ａ文書は天文二十一年の「那古野・守山」間という臨戦体制下で発給された文書であり、Ｆ文書は天文二十三年の海東郡津島地域という勝幡系織田氏の根拠地で発給された文書である。秩序が安定していれば、経済的な問題が表面化するが、戦時下では軍事・警察面が強調されたと考えることができよう。「智多郡并篠島商人」たちは信長の法の保護下に置かれたことで、人身の自由「平和」が保証され、逆に「国質・郷質・所質」等々の自力救済権を奪われたのである。

我々の想像が正しいなら、戦国期以前の社会では「智多郡并篠島商人」たちは、伊勢神宮の「神人」として、宗教的な権威を基に自由通行権を主張していたと思われる。彼らは交通に際して何らかの被害を被ったり、自己の主張が否定されたとき、当然質取りなどの自力救済に訴えたはずであるが、最終的には、自分の帰属している神々の宗教的な威力としての呪術やハレの日の聖なる暴力としての武力を用いた「嗷訴」によりどころを求めていた[43]と思われる。

宗教的な権威が人々の間で大きな力をふるうことができる間は、神人たちのこうした「神人訴訟」は「寄沙汰」「請取沙汰」にまで発展することもあった。しかしここでは信長権力の下で、ハレの日の暴力や自力救済は否定され、神人としての在り方の代わりに、法の保護下にある商人という新しい身分となり、日常的な保護が約束されたのである。

５　文書の受取人―「大森平右衛門尉」とはどのような人物か

既に先学が注目してきたように、「国質・郷質・所質」や「喧嘩・口論」の禁止は「市場の平和」として、市場という局地的な場所に対して出さることが多かった。しかしここでは「那古野・守山」間というかなり広範囲な世界において「市の平和」と同じものが命令されており、これを「道路の平和」ないしは「水路の平和」令と名付けることができよう。これを維持するためには、大森平右衛門尉は道路や水路に対して、相当な武力を保有していたことが想定される。

「大森平右衛門尉」を奥野氏は〈守山区大森の出身〉と、永原氏は〈大森を本貫とした在地豪族〉と理解している。これに我々も同意して良いと思う。守山区大森を地図で捜すと、東名高速道路が矢田川を跨ぐ付近で、「大森」は名鉄瀬戸線の駅名にもあり、庄内川の支流「矢田川」の川岸から金城学院大学の山までの広い範囲を覆っている。また大森は守山区と尾張旭市の接する東の境でもある。以上から「大森平右衛門尉」は信長の勢力範囲の東の「関所」の管理者と考えられる。

ここで再度奥野氏の〈大森平右衛門尉＝智多郡郡代説〉や、永原氏の〈守山城下市場の「市物管理者」説〉を検討したい。両氏の考えは、共に「当所守山」の理解とも密接に関わっており、奥野説は「当所守山」が「智多郡并篠島」と「守山」との間を意味していることを前提としていた。しかし既に明らかにしたように、当時の織田・今川両氏の対立関係の中では、信長が知多郡に郡代を派遣することなど不可能で、〈大森平右衛門尉＝智多郡郡代説〉は成立しないと思われる。

また永原説は「当所守山」が「守山城下市場」であることを想定している。しかし「当所守山」が「那古野」「守山」間となった今、「大森平右衛門尉」は局地的な「市場」などよりも、もっと広い範囲で「智多郡や篠島の商人」に対する保護を行っており、「市物管理」以上の権限を持っていたと思われる。「智多郡や篠島の商人」が行商人や振り売り商人からなり、流通業にも深く関わっていたと思われるので、「大森平右衛門尉」は彼らの「商人頭」と考えられよう。

次に、知多郡や篠島の商人たちが水運に関っていたとすると、「大森の関」とは、「瀬戸街道」上の〈陸上関〉か「矢田川」の〈水上関〉かが問題

である。「大森」は伊勢湾ー庄内川ー矢田川の水運を利用した船荷の〈陸揚げ拠点〉で、また矢田川の北岸を川に沿って進む「瀬戸街道」上の〈宿〉でもあり、「大森平右衛門尉」は知多郡・篠島商人たちの「定宿」の主人と想像される。彼は「商人司」で「関所」の管理者で同時に「定宿」の主人と考えられよう。

最近の「商人司」の研究[44]によれば、多くの行商人たちを支配下に置いた「商人司」は、「定宿」の主人であると同時に「関所」をも預かり、道路支配について強い発言権を持っていたとある。つまり信長は船荷の〈陸揚げ拠点〉で「瀬戸街道」上の〈宿〉にある、知多郡・篠島商人たちの「定宿」の主人「大森平右衛門尉」を、この文書で「商人司」[45]に任命し、彼等に対する保護を命じたのだと考えられよう。当然質取りや喧嘩から彼らを守るため、彼には若干の武力は認められていた。

つまり「智多郡并篠島商人」たちは、信長ー「商人司大森平右衛門尉」系列の下で、法に基づく保護の対象として人身の自由＝「平和」が保証され、商人身分として社会的な位置づけが与えられたのである。商人たちへの保護の背景には信長ー「大森平右衛門尉」系列への暴力の独占、戦国大名権力が宗教的な権威の力を排除して、一元的に社会秩序の維持者となったことが考えられる。こうして、知多郡・篠島商人たちからは質取りや喧嘩などの自力救済権が奪われたのである。

6．むすび

これまで明らかにしてきたことをここで再度まとめることで結びとしたい。

1．「智多郡并篠島商人当所守山往反事」とは、〈知多郡と篠島の商人が知多郡・篠島と守山間を往反すること〉でも、〈知多郡・篠島の商人を守山市場に招致すること〉でもなく、〈信長の勢力範囲である庄内川中流域の那古野と守山間を恐らくは水路を中心に往反すること〉を意味した。

2．「国質・郷質・所質、并前々喧嘩、或如何様之雖有宿意之儀、不可有違乱候」とは、臨戦下にある信長の勢力圏において知多郡・篠島の商人に対して、国質・郷質・所質などの質取りや喧嘩などからの保護を約束し、「どのような宿意があっても」人身の自由、往反の自由は守ると強く保証しているのである。

3．「然者不可致敵味方者也」とは、今川方との対立の激化する中で、知多郡・篠島の商人に対し厳正中立を守るよう要求したもので、直接的には那古野・守山間での敵対行動の禁止だが、間接的には知多郡・篠島の海賊衆たちが信長に敵対せず、信長にとっての生命線である熱田・知多半島・緒川の海上交通路の確保を目的としていた。

4．「大森平右衛門尉」とは、守山の大森を本貫とした在地豪族で、「宿」や「関」と関わりを持ち、知多郡・篠島の商人の商人宿の主人だったと思われるが、この折紙により、彼らの商人司になった人物と考えられ、道路・水路の平和を維持するための武力の存在が考えられる。

注

1）奥野高広『織田信長文書の研究　上巻』吉川弘文館　（六）文書　24、25頁
2）谷口克広『織田信長合戦全録』中公新書　2002年。しかし池上裕子他編『クロニック　戦国全史』講談社　1995年　318頁では信秀は〈天文20年に死んだ〉となっている。
3）奥野高広　前掲書　24頁
4）昭和44年の初版では上・下二巻からなっていたが、昭和63年の増訂版では「上巻」「下巻」「補遺・索引」の三巻に分かれた。
5）勝俣鎮夫「国質・郷質についての考察」『戦国法成立史論』東京大学出版会1979年所収。この論文以降、研究は新しい局面に入り、多く論文が出たが、これら論争を整理したものとして峰岸純夫「国質・郷質ノート」『年報三田中世史研究４』1997年がある。
6）1989年　1340頁
7）1981年　218頁
8）『戦国期の政治経済構造』岩波書店　1997年　所収
9）小野晃嗣『近世城下町の研究』至文堂　1928年、増訂版　法政大学出版局　1993年
10）佐藤進一・百瀬今朝雄『中世法制史料集　第五巻　武家家法Ⅲ』岩波書店　2001年　（九二一）文書　236頁
11）奥野　前掲書　（七四）文書　134、135頁
12）奥野　前掲書　（二七）文書　58頁
13）奥野　前掲書　（三一）文書　66頁
14）奥野　前掲書　（四三）文書　79頁　なおこの文書については拙稿「瀬戸楽市令と商人宿ー永禄六年の瀬戸宛信長制札の分析ー」[弘前大学教養部『文化紀要』第26号1987年]を参照されたい。
15）奥野　前掲書　（七四）文書　134、135頁
16）池上裕子他編『クロニック　戦国全史』講談社

1995年　236頁

17) 同上 263頁

18) 桑田忠親校注『戦国史料叢書２』人物往来社 1965年 23頁

19) 下村信博「勝幡系織田氏と尾張武士一愛知郡戸部の水野氏の事例一」三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』吉川弘文館　2000年　所収

20) 角川地名辞典　信長は天文23年11月に守山区大森字壇の浦にある法輪寺宛てに禁制を出している。[奥野高広『増訂織田信長文書の研究』(補遺一〇八　111頁参照]当時の軍事的緊張を示していよう。

21) 角川地名辞典　1693頁

22) 奥野　前掲書　(四三) 文書　79頁

23) 前注16　50,56頁

24) 赤塚次郎「海部郡と三河湾の考古学」『海と列島の文化8　伊勢と熊野の海』小学館　1992年 所収

25) 山下清「師崎の漁業と加工」『江戸時代　人づくり風土記23　愛知』農文協　1985年　所収、谷川健一『日本の神々10　東海』理想社　2000年　79頁

26) 講談社学術文庫

27) 『聞き書　愛知の食事』農文協　1989年 173頁

28) 篠宮雄二「黒鍬と鉄鍛冶一大野鍛冶と土木技術集団の出稼ぎ」『江戸時代　人づくり風土記23　愛知』農文協　1985年　所収

29) 網野善彦「中世芸能の場とその特質」222,223頁『日本民俗文化大系7　演者と観客』小学館　1984年　所収

30) 『聞き書　愛知の食事』農文協　1989年　49、82頁

31) 前掲書　1217頁

32) 前掲書　141頁

33) 山田寂雀「幻の大河と堀川」[『郷土文化』名古屋郷土文化会　2002年] からは、堀川の元となった川は州崎神社付近からは流れていたと考えられるが、名城公園の沼地と堀川の関係はよく分からない。しかし「諸将を名古屋にひきつけた魅力は名古屋台地の北西にあった大いなる沼地、ふけがあったことである。このふけこそ名古屋城の強固な防衛線であった。」とあり、「故老伝えて曰く、むかしは入海、中世は大河にして水上は三州猿投山より流れ出て今の後深井（名古屋城の蓮池ある庭園）は其流水のつき当たりにしてはなはだ急水の流れ、深き淵にて数株の柳生茂り…」との記録も載せている。ここから古くは矢田川が城の東北の「柳原」辺りから深井に突き当たるように流れていたことが分かる。図２堀川の流れは、当時なかったと私は考える。

34) 高田徹「守山城の歴史と構造」[『郷土文化』名古屋郷土文化会　2000年] によれば、信光後守山城主となった信次が庄内川で川狩りを行っている際、誤って信長の弟の喜六郎を射殺してしまったと『信長公記』にあることから、「恐らく守山城主所領範囲は矢田川と庄内川の中流域を中心に広がっていたと予想される。」とある。

35) 谷口克広前掲書

36) 「鋳物師水野太郎左衛門」『弘前大学教育学部研究紀要クロスロード』第6号　2002年

37) 峰岸純夫「軍事的境界領域の村一「半手」を中心に」『中世　災害・戦乱の社会史』吉川弘文館　2000年　所収

38) 藤井尚夫『復元イラスト　中世の城と合戦』朝日新聞社　1995年

39) 奥野　前掲書　(一五) 文書　37頁

40) 峰岸純夫「国質・郷質ノート」『年報三田中世史研究４』1997年

41) 『中世後期の寺社と経済』思文閣出版　1999年

42) 『日本中世の流通と商業』吉川弘文館　1999年

43) 鍛代敏雄『中世後期の寺社と経済』で述べている「神訴」や伊藤正敏『中世寺院勢力と境内都市』[吉川弘文館　1999年] の第二章「寺社勢力の強制力」特に「強制力としての呪術」を参照した。私の今後の課題としたい。

44) 桜井英治『日本中世の経済構造』岩波書店　1996年、字佐見隆之『日本中世の流通と商業』吉川弘文館　1999年。

45) 校正中に下村博信「織田弾正忠家と尾張武士」[『織豊期研究』創刊号　1999年] を入手した。本校の考察と重なるところが多いのに利用できなくて残念であった。ここで下村氏は、①「大森平右衛門尉」は熱田の回船業者荒尾大森平左衛門本人か、或いはその一族で、②荒尾屋の屋号から大森氏は知多郡荒尾郷出身の商人で、商人頭（触頭）であった。③「当所守山」は熱田守山間で知多郡・篠島から熱田までは海路で、熱田から那古野・守山までは内陸路でと往還した、とされた。史料の中から熱田の回船業者である荒尾屋大森平左衛門を発見したことは大きな功績である。また大森平右衛門尉を商人頭とする点は私の考察と一致する。しかし私は知多郡・篠島の商人たちは庄内川の河口で海船から川船に乗り換えたと考えている。

(2003.1.14受理)